

## 宮崎県北部広域行政事務組合ETC車載器設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東九州自動車道が北九州市から宮崎市まで開通したことに伴い、その利用を促進し、物流の効率化を図り、圏域の経済発展に寄与するため、有料道路自動料金収受システム（以下「ETC」という。）車載器を購入、取付け及びセットアップ（以下「購入等」という。）を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宮崎県北部広域行政事務組合（以下「事務組合」という。）を組織する自治体に住民登録をしている個人又は事務所等を有する法人等
  - (2) 補助金の交付を受けようとする者が個人の場合は、その氏名とETC車載器を設置する車両の自動車検査証に記載されている氏名が同一であり、また、法人等の場合は、補助対象となる車両を所有し、事務組合を組織する自治体内の事務所等において管理していること
  - (3) 県税及び市町村税を滞納していない個人又は法人等
  - (4) 平成30年6月1日から平成31年2月28日までにETC車載器の購入等を行った個人又は法人等
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象外とする。
- (1) 車両に取付けようとするETC車載器が、過去に車載情報を登録されたことがあるものである場合
  - (2) 既に車両に設置しているETC車載器を新たなETC車載器に更新した場合
  - (3) ETC車載器を高速道路における車種区分の軽自動車等又は普通車に設置した場合
  - (4) 補助金の交付を受けようとする個人又は法人等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号若しくは第6号に該当する場合又は暴力団員と密接な関係にあると認められる場合

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費は、ETC車載器の購入等に要した経費（消費税を除く。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、ETC1.0の場合は車両1台につき5,000円を上限とし、ETC2.0の場合は車両1台につき15,000円を上限とする

### (補助金の交付申請)

第4条 申請者は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、ETC車載器のセットアップが完了した日から起算して30日以内又は平成31年2月28日のいずれか早い日までに、事務組合理事会代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) ETC車載器取付車両に係る自動車検査証の写し
- (3) ETC車載器の購入等に要した経費の額が分かる領収書等の写し
- (4) ETC車載器販売・セットアップ証明書（様式第3号）
- (5) 県税の完納が確認できる書類

(6) 前5号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類

(補助金の決定及び通知)

第5条 代表理事は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付決定通知書(様式第4号)又は補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、補助金交付決定通知書の内容に不服があるときは、補助金交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第6号)により、代表理事に補助金の交付を請求するものとする。

2 代表理事は、前項の規定により補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第8条 代表理事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付決定額を変更することができ、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の返還を求められた補助対象者は、当該補助金を代表理事が定める期日までに返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。